

宮代町業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 宮代町上下水道総合業務委託
- 2 契約の履行場所 宮代町内
- 3 契約期間 令和 年 月 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
(地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)
履行期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 契約金額 年額 円
(うち消費税及び地方消費税の額金 円)
契約期間全体の執行予定額 円

上記の委託業務について、発注者 宮代町水道事業、宮代町下水道事業 と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

住所 埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東 5 1 番地
発注者 宮代町水道事業
宮代町下水道事業
氏名 宮代町長 新井 康之 印

住所
受注者
氏名

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき頭書の契約期間中、頭書の業務を履行しなければならない。

2 前項の規定による仕様書に明示されていないものがあるときは、その都度発注者と受注者とは協議して定める。

(担当職員)

第2条 発注者は、受注者の業務の履行について監督を行う担当職員を定めたときは、書面により受注者に通知するものとする。

(業務管理責任者)

第3条 受注者は、受注者に替わって業務を履行する現場作業員を指揮監督する業務管理責任者（以下「業務管理責任者」という。）を定め、書面により発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。

2 受注者は、契約締結後直ちに業務組織表、業務従事者名簿及び各業務別の業務計画書を発注者に提出し、承認を得るものとする。

3 発注者又は担当職員は、業務管理責任者又は現場作業員が業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対しその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委任または下請負の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(委任又は下請負の事前承諾義務)

第6条 受注者は、軽微な業務を除き業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

(什器類の貸与)

第7条 受注者は、この業務を履行するに必要とする什器類を、発注者の承諾を受け使用することができる。

2 受注者は、前項の場合は善良なる管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第8条 業務の履行によって生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担するものとする。

(業務完了確認)

第9条 受注者は、履行した業務について1箇月を取りまとめ、すみやかに業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項に基づく業務完了報告書が提出されたときは、すみやかに業務完了の確認するものとする。

(委託料の支払い)

第10条 受注者は、前条第2項の規定による業務完了確認書にもとづき当該1箇月分の支払を書面により請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく担当職員に通知しなければならない。

3 第1項の措置に要した経費の負担については、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務内容の変更等)

第12条 発注者は、必要がある場合は、業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は委託期間を短縮することができる。この場合において、頭書の契約金額を変更する必要があると認められるときは発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを変更するものとする。

(契約の解除等)

第13条 発注者又は受注者は、不正又は不誠実な行為等やむをえない理由があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ、この契約を解除することができる。

2 受注者は、この契約を継続することが困難であることを知ったときは、その旨を発注者に申し出なければならない。

(予算の減額又は削除による解除等)

第14条 この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり翌年度以後において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は変更又は解除するものとする。この場合において、発注者は損害賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第15条 受注者の責に帰すべき理由により発注者が契約を解除したときは、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに納入しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、この委託業務履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補 則)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。